

建築基準法第 87 条第 2 項において準用する
法第 48 条第 1 項から第 14 項までの各項のただし書に係る一括同意基準

仙台市建築審査会

第 1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 87 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項から第 14 項までの各項のただし書の規定による許可の申請に対し、一定の基準を満たすものについて、事前に建築審査会の同意を与えることにより、迅速な手続きを可能とするため、一括同意基準を定める。

第 2 一括同意基準

法第 48 条第 1 項から第 14 項までの各項のただし書の規定（第 87 条第 2 項において準用する場合を含む。）による許可（以下「特例許可」という。）を受けた建築物の用途を変更する場合で、次に掲げる要件に該当する場合においては、法第 87 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項から第 14 項までの各項のただし書の規定による許可に係る建築審査会の同意は、一括同意とする。

- 一 用途の変更が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- 二 用途の変更後の法第 48 条各項（第 15 項から第 17 項までを除く。次号において同じ。）の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- 三 法第 48 条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途の変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

第 3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この一括同意基準により許可をした際には、速やかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

（施行期日）

初回承認 令和 7 年 3 月 28 日